

平成 25 年度第 2 回茨城県生物多様性地域戦略策定委員会議事録要旨

日 時 平成 25 年 9 月 27 日 (金)

場 所 県自然博物館講座室

○資料の質疑「生物多様性に関するアンケート調査の結果」等

- ・アンケート調査結果の中の回答団体を類別に分けた方が良い。
- ・今後取り組むべき環境保全のための課題では、1 番目が外来種、2 番目が開発行為、3 番目は自然環境に配慮した農林水産業の振興となっているが、外来種というのは一体何を問題にして、どんな種類のもの、どんな影響を問題にしているのかとか、開発行為というのは一体どういうカテゴリーの開発なのか、情報の整理が必要。
- ・NPO 団体等に意見を求めたからには、委員会がその意見に対して、きちんと回答することが必要。
- ・質問を誤解して書かれているケースが幾つかあった。回答した団体に確認（意見交換）する必要がある。

○協議事項 1 「茨城の生物多様性戦略（仮称）骨子案について」

- ・委員長より、骨子案とともに、本編が 100 ページと資料編が 50 ページ程度、第 3 章と第 5 章には 100 ページの半分以上を配分したいという提案が併せてあった。
- ・骨子案とページ配分についての提案は承認されたが、以下のような意見や提案があった。これらを加味した上で、「茨城の生物多様性戦略（仮称）骨子案」を修正し、最終版を委員に送付することとした。

<骨子案に対する意見・提案>

- ・様々な方法によって県民の意見を汲み上げるということに関しては、アンケート対象の団体等との意見交換、広く市民を対象とする学習会を開催することが有効。また、県の組織の関係部署との意見交換も必要である。
- ・骨子案のうち、第 1 章、第 2 章、第 4 章は策定の経緯や戦略の視点などに関わる比較的理念的なことで、第 3 章と第 5 章はデータを集積して具体的な事例を盛り込んでやっていかなくてはならない。第 3 章は現時点での状況をまとめ、第 5 章は今後の取り組みや、茨城県の環境行政の方向を、理想的な方向に導くような有効な施策を取り入れていかなくてはならない。
- ・地域戦略をつくるということは、できた結果よりも、それをつくる経緯が重要。特に、第 1 章第 2 節に「戦略策定の視点」、ここが非常に重要。
- ・防災のための巨大な構築物ができていく。開発行為による影響をどう抑制（緩和）していくのかということを書き込まなければいけない。
- ・外来種イコール完全に除去すべきものではない。既に在来種のようになってしまったものもあるし、今さら完全に除去できないものもあり、取り扱いが難しい。
- ・第 4 章の第 1 節の 3 番目に「モニタリングと見直し」があるので、実際に推進していく

ような仕組みを考えていく。

- ・今回策定するに当たっては、例えば3年で見直しをするといったことを決めておいて、評価するシステムをつくっておけば良い。
- ・国の戦略の中に、自然環境データの整理ということで1つ項目がある。県の戦略の中にも、今不足していて、今後必要なデータを整理していくとか、どういうものが不足しているかといった項目を加えることが必要。
- ・資料の整理については、第5章第3節「生態系の保全や持続可能な利用を支え推進する仕組み」に組み込むのが良い。
- ・「組織の設置」に関しては、どんな組織が良いか、他の都道府県の例を参考にしつつ検討する必要がある。
- ・正しく進められていくかという指針みたいなものを盛り込む必要があるのではないかな。
- ・資料編が少ない。本編をつくる前に、資料編を作った方が良いではないか。資料を集める過程が重要。
- ・資料を整えてからというのと、関係資料が余りにも膨大過ぎて時間がかかる。見直しを行うということで、文章を作ってしまった方が良い。作文し、資料に戻り、資料からまた作文に戻るといった作業が必要。
- ・各委員がデータを持ち寄って、各章の取りまとめ役が調整して進めていった方が良い。
- ・全部書き込んでいたら非常に深い話になってしまうので、二次情報として、こういうマニュアルや冊子で対応する方が良い。

○その他

- ・執筆に当たって各章ごとに世話人（責任者）を置くこと、世話人は各委員の専門分野などに配慮しつつ執筆者を決めて各章を取りまとめることが、委員長より提案され、以下のことと共に承認された。
- ・世話人は、以下のとおりとする。
 - 第1章：山根委員長
 - 第2章：山根委員長
 - 第3章：田村委員
 - 第4章：萩原副委員長
 - 第5章：小幡委員，山崎委員
 - 資料編：山根委員長，萩原副委員長
- ・戦略全体の整合性と統一性を得るため、各章の世話人は集まりをもって調整する。
- ・委員以外でも、専門的な知識や情報（特に、県央、県北地域について）を必要とするときは、執筆者として起用する。
- ・中間取りまとめを基にして、県民との意見交換会を12月頃から開催する。